

○総務省令第二百十号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第三十八条、第三十八条の二の二第一項、第三十八条の六第一項、第三十八条の二十四第二項、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第百条第一項第二号の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

総務大臣 村上誠一郎

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
(通信設備以外の許可を要する設備) 第四十五条 法第百条第一項第二号の規定による許可を要する高周波電流を利用する設備を次のとおり定める。 〔一・二 略〕 三 各種設備（高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は加熱若しくは電離等の目的に用いる設備であつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの（前二号に該当するもの、総務大臣が型式について指定した超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。）に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備であつて、鉄道のレールから五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。以下同じ。）及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置（搬送用ロボット（工場、物流拠点等で使用される物資を搬送するためのロボットをいう。）に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備をいう。以下同じ。）並びに第四十六条の七に規定する型式確認を行った電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器を除く。）をいう。以下同じ。） (指定の申請) 第四十六条 第四十四条第一項第一号の(1)及び第二号の(3)並びに第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者（指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）に限る。）は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。 〔一・八 略〕 九 一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置 〔(1) (3) 略〕 〔2 略〕 (指定) 第四十六条の二 総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。 〔一・十 略〕 十一 搬送ロボット用非接触電力伝送装置 (1) 利用周波数が六・七六五MHzから六・七九五MHzまでの範囲にあること。 (2) 電界を使用して電力の伝送を行う設備であること。 (3) 高周波出力の定格値が四キロワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の二三〇パーセント未満であること。	(通信設備以外の許可を要する設備) 第四十五条 〔同上〕 〔一・二 同上〕 三 各種設備（高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は加熱若しくは電離等の目的に用いる設備であつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの（前二号に該当するもの、総務大臣が型式について指定した超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。）に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備であつて、鉄道のレールから五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。以下同じ。）並びに第四十六条の七に規定する型式確認を行った電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器を除く。）をいう。以下同じ。） (指定の申請) 第四十六条 〔同上〕 〔一・八 同上〕 九 一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置 〔(1) (3) 同上〕 〔2 同上〕 (指定) 第四十六条の二 〔同上〕 〔一・十 同上〕 〔新設〕

(4) 電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であることを。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	許容値（「マイクロボルトを〇デシベルとする。」） 準 尖 頭 値	平 均 値
一五〇㎐以上五〇〇㎐未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇㎐以上五㎐以下	八六デシベル	七六デシベル
五㎐を超え三〇㎐以下	九〇デシベルから七三デシベルまで ※	八〇デシベルから六〇デシベルまで ※

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(5) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル「マイクロボルトを〇デシベルとする。」） アンペアを〇デシベルとする。）
一〇㎐以上一五〇㎐以下	四八・五デシベル
一五〇㎐を超え四九〇㎐未満	五七・五デシベル
四九〇㎐以上一、七〇五㎐以下	四七・五デシベル
一、七〇五㎐を超え二、一九四㎐未満	五二・五デシベル
二、一九四㎐以上三・九五㎐未満	四三・五デシベル
三・九五㎐以上二〇㎐未満	一八・五デシベル
二〇㎐以上三〇㎐以下	八・五デシベル

注一 この表の規定にかかわらず、高周波出力の定格値が一キロワットを超え四キロワット以下のものについて、六・七六五㎐以上六・七七六㎐以下の周波数においては、四四デシベルとし、六・七七六㎐を超え六・七九五㎐以下の周波数においては、六四デシベルとする。

(6) 注二 この表の規定にかかわらず、高周波出力の定格値が一キロワット以下のものについて、六・七六五㎐以上六・七七六㎐以下の周波数においては、三八デシベルとし、六・七七六㎐を超え六・七九五㎐以下の周波数においては、五八デシベルとする。
不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル「マイクロボルトを〇デシベルとする。」）
一	一
三〇㎐を超え四七㎐未満	六八デシベル
四七㎐以上六八㎐以下	五〇デシベル

〔2〕5 略 〔1〕5 略 電力伝送装置 八 一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置 〔1〕5 略 〔2〕5 略	六八mVを超え八〇・八七二mV以下 六三デシベル
	八〇・八七二mVを超え八一・八四八mV未満 七八デシベル
	八一・八四八mV以上八七mV未満 六三デシベル
	八七mV以上一三四・七八六mV以下 六〇デシベル
	一三四・七八六mVを超え一三六・四一四mV未満 七〇デシベル
	一三六・四一四mV以上一五六mV以下 六〇デシベル
	一五六mVを超え一七四mV未満 七四デシベル
	一七四mV以上一八八・七mV以下 五〇デシベル
	一八八・七mVを超え一九〇・九七九mV未満 六〇デシベル
	一九〇・九七九mV以上二三〇mV以下 五〇デシベル
	二三〇mVを超え四〇〇mV以下 六〇デシベル
	四〇〇mVを超え四七〇mV未満 六三デシベル
	四七〇mV以上一、〇〇〇mV以下 六〇デシベル
	〔7〕 高周波出力、妨害波電圧、磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。
	〔8〕 設備は、通常の使用状態において人体にばく露される電波の強度が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないよう措置されていること。
	〔9〕 〔8〕の電波の強度に対する安全施設の状態については、総務大臣が別に告示する。
〔2〕 略 （変更の承認） 第四十六条の三 前条第一項に規定する指定を受けた者（以下「指定を受けた者」という。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。 〔一〕七 略 八 一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置 〔1〕5 略 〔2〕5 略	〔10〕 第一号の〔7〕に掲げる条件
	〔11〕 設備の見やすい箇所に、その設備による給電は産業用途でのみ利用し、取扱者のほか容易に出入りすることができない場所にのみ設置可能である旨が表示されていること。
	〔2〕 同上 （変更の承認） 第四十六条の三 〔同上〕 〔一〕七 同上 八 一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置 〔1〕5 同上 〔2〕5 同上

（無線設備規則の一部改正）

第二条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		第十四条 「同上」	
(空中線電力の許容偏差)		(空中線電力の許容偏差)	
送 信 設 備		送 信 設 備	
〔略〕	許 容 偏 差	上 限 (パーセント)	下 限 (パーセント)
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
六 次に掲げる送信設備		五〇	五〇
〔一〕・〔二〕 略			
〔三〕 四七〇mVを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九條の六から第四十九條の七の四まで、第四十九條の八の二、第四十九條の八の三、第四十九條の九第四号及び第五号、第四十九條の十六(四七〇mVを超え七一四mV以下の周波数の電波を使用するものに限る。))並びに第四十九條の十六の二(四七〇mVを超え七一四mV以下の周波数の電波を使用するものに限る。))において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五mVを超え二、六九〇mV以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局(第四十九條の十六(一)、二四〇mVを超え一、二六〇mV以下の周波数の電波を使用するものに限る。))及び第四十九條の十六の二(一、二四〇mVを超え一、二六〇mV以下の周波数の電波を使用するものに限る。))において無線設備の条件が定められているものを除く。))の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで及び十七の項から十九の項までに掲げるものを除く。))			
〔略〕		〔略〕	〔略〕
〔255 略〕		〔255 同上〕	
備考 表中の「」の記載は注記である。			

備考 表中の「」の記載は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
(特定無線設備等) 第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 〔一〕六の三 略 六の四 設備規則第四十九条の九第四号又は第五号においてその無線設備の条件が定められて いる構内無線局に使用するための無線設備 〔七〕八十一 略 〔2 略〕 別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） 一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。 〔1〕・〔2〕 略 (3) 特性試験 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。 ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。	(特定無線設備等) 第二条 〔同上〕 〔一〕六の三 同上 〔新設〕 〔七〕八十一 同上 〔2 同上〕 別表第一号 〔同上〕 一 〔同上〕 〔1〕・〔2〕 同上 〔3〕 〔同上〕 ア 〔同上〕

送 信 装 置				一 装 置
ス リ ス 射 不 又 発 ア プ	占 有 波 帯	周 波 数	幅 数	二 試 験 項 目
低 周 波 発 振 器	器 分 析	メ ー タ	バ ン ド	三 測 定 器 等
力 ア ス プ 発 振 器 計 又 電 プ リ	器 分 析	メ ー タ	バ ン ド	器 分 析
				四 特 定 無 線 設 備 の 種 別
				「略」
○	○	○	○	設 備 無 三 号 第 一 条 第 二 項 第 二 種
○		○	○	設 備 無 四 号 第 一 条 第 二 項 第 二 種
				「略」

送 信 装 置				一 装 置
ス リ ス 射 不 又 発 ア プ	占 有 波 帯	周 波 数	幅 数	二 試 験 項 目
低 周 波 発 振 器	器 分 析	メ ー タ	バ ン ド	三 測 定 器 等
力 ア ス プ 発 振 器 計 又 電 プ リ	器 分 析	メ ー タ	バ ン ド	器 分 析
				四 特 定 無 線 設 備 の 種 別
				「同上」
○	○	○	○	設 備 六 号 の 三 の 無 線 第 二 条 第 一 項 第 一 種
				「同上」

フエブレ アンレ	変調 係数 衝撃	調度 は変	位又	数偏	周波	移、	数偏	周波	密度 電力 入射	収率 比吸	力線空 電中	強度射要 度の発
直線検 発振器 低周波	プスコ オシロ 発振器 低周波		度計	は変調	波器又	直線検	発振器 低周波	器 度測定 電界強	装置 率測定	比吸収	分析器 クトル はスペ 定器又 強度測 、電界 電力計	分析器 クトル はスペ

											○	
											○	

フエブレ アンレ	変調 係数 衝撃	調度 は変	位又	数偏	周波	移、	数偏	周波	密度 電力 入射	収率 比吸	力線空 電中	強度射要 度の発
直線検 発振器 低周波	プスコ オシロ 発振器 低周波		度計	は変調	波器又	直線検	発振器 低周波	器 度測定 電界強	装置 率測定	比吸収	分析器 クトル はスペ 定器又 強度測 、電界 電力計	分析器 クトル はスペ

											○	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

時間送信	時間 が ち 信 び 間 り 上 立 送	音 び 歪 総 雑 及 合	性 数 周 総 特 波 合	力 波 搬 電 送	特性 シ ス
ブ スコ ー オ シ ロ 発 振 器 低 周 波	析 器 トル 分 ス ペ ク ブ 又 は ス コ ー オ シ ロ	音 計 歪 率 雑 波 器 直 線 検 発 振 器 低 周 波	電 力 計 発 振 器 低 周 波	析 器 トル 分 ス ペ ク 発 振 器 低 周 波	波 器

時間送信	時間 が ち 信 び 間 り 上 立 送	音 び 歪 総 雑 及 合	性 数 周 総 特 波 合	力 波 搬 電 送	特性 シ ス
ブ スコ ー オ シ ロ 発 振 器 低 周 波	析 器 トル 分 ス ペ ク ブ 又 は ス コ ー オ シ ロ	音 計 歪 率 雑 波 器 直 線 検 発 振 器 低 周 波	電 力 計 発 振 器 低 周 波	析 器 トル 分 ス ペ ク 発 振 器 低 周 波	波 器

置 装 信 受																		
感 度	度	の 波 る 発 的 副	速 度	送 信	電 力	き い い し 送 波 搬	電 力	え 外 帯 又 力 い 漏 ネ チ	い 漏 域 は 等 電 え ル ヤ	接								
標 準 信	析 器	ト ル 分	ス ペ ク	器 又 は	度 測 定	電 界 強	プ ス コー	オ シ ロ	発 振 器	低 周 波	分 析 器	ク ト ル	は ス ペ	信 機 又	定 用 受	電 力 測	発 振 器	低 周 波

		○																
		○																

置 装 信 受																									
感 度	度	の 波 る 発 的 副	限 等 電 す に 次	速 度	送 信	電 力	き の	い と	い な	し て	送 信	波 を	搬 送	電 力	え い	外 漏	帯 域	又 は	力 等	い 電	漏 え	ネ ル	チ ヤ	隣 接	
標 準 信		析 器	トル 分	ス ペ ク	器 又 は	度 測 定	電 界 強	プ	ス コー	オ シ ロ	発 振 器	低 周 波	分 析 器					分 析 器	ク ト ル	は ス ペ	信 機 又	定 用 受	電 力 測	発 振 器	低 周 波

		○																
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

隣接チャネル選度	スレスリンス・アップ	減衰量	通過帯幅	
低周波発振器標準信号	歪率計レベル	器号標準信号	器号標準信号	器号標準信号
計又は	計又は	計又は	計又は	計又は

隣接チャネル選度	スレスリンス・アップ	減衰量	通過帯幅	
低周波発振器標準信号	歪率計レベル	器号標準信号	器号標準信号	器号標準信号
計又は	計又は	計又は	計又は	計又は

--	--	--	--	--

音 び 歪 総 雑 及 合	特 性 シ フ エ デ ス ア ン イ	動 数 周 器 発 局 変 波 の 振 部	特 変 相 性 調 互	効 抑 感 果 圧 度					
音 歪 器 号 標 計 率 雑 發 準 信	波 直 發 低 器 線 振 周 檢 器 波	計 周 周 波 数	音 歪 計 計 率 雑 レ ベ ル 器 号 標 發 生 準 信	計 器 号 標 レ ベ ル 發 生 準 信	プ ス オ ス コ ー シ ロ				

音 び 歪 総 雑 及 合	特 性 シ フ エ デ ス ア ン イ	動 数 周 器 発 局 変 波 の 振 部	特 性 変 相 調 互	効 抑 感 果 圧 度					
音 歪 器 号 標 計 率 雑 発 準 生 信	波 直 発 低 器 線 振 周 検 器 波	計 周 波 数	音 歪 計 レ 器 号 標 計 率 雑 又 は ベ ル 発 準 信	計 レ 器 号 標 レベル 発 準 生 信	プ ス コ ー				

【11・11】 鑑】	【11・11】 鑑】																		
別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1) 関係)	別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1) 関係)																		
第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書 【様式略】	第一 【同左】 【様式同左】																		
注 1 1の欄は、「単向通信方式」、「単信方式」、「複信方式」、「半複信方式」又は「同報通信方式」のように記載するほか、次によること。ただし、第2条第1項第6号に掲げる無線設備であつて916.7MHz以上920.9MHz以下若しくは2,450MHz帯の周波数の電波を使用するもの又は同項第6号の2、第6号の2の2若しくは第6号の4に掲げる無線設備については記載を要しない。 【(1)～(3) 略】 【注2～12 略】 【第二～第六 略】	注 1 1の欄は、「単向通信方式」、「単信方式」、「複信方式」、「半複信方式」又は「同報通信方式」のように記載するほか、次によること。ただし、第2条第1項第6号に掲げる無線設備であつて916.7MHz以上920.9MHz以下若しくは2,450MHz帯の周波数の電波を使用するもの又は同項第6号の2若しくは第6号の2の2に掲げる無線設備については記載を要しない。 【(1)～(3) 同左】 【注2～12 同左】 【第二～第六 同左】																		
様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係) 表示は、次の様式に記号「R」及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。 【様式略】 【注1～3 略】	様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係) 【同左】 【様式同左】 【注1～3 同左】 4 【同左】																		
4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定無線設備の種別</th><th>記号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【略】</td><td>【略】</td></tr> <tr> <td>第2条第1項第6号の3に掲げる無線設備</td><td>C S</td></tr> <tr> <td>第2条第1項第6号の4に掲げる無線設備</td><td>A P</td></tr> <tr> <td>【略】</td><td>【略】</td></tr> </tbody> </table>	特定無線設備の種別	記号	【略】	【略】	第2条第1項第6号の3に掲げる無線設備	C S	第2条第1項第6号の4に掲げる無線設備	A P	【略】	【略】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定無線設備の種別</th><th>記号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【同左】</td><td>【同左】</td></tr> <tr> <td>第2条第1項第6号の3に掲げる無線設備</td><td>C S</td></tr> <tr> <td>【同左】</td><td>【同左】</td></tr> </tbody> </table>	特定無線設備の種別	記号	【同左】	【同左】	第2条第1項第6号の3に掲げる無線設備	C S	【同左】	【同左】
特定無線設備の種別	記号																		
【略】	【略】																		
第2条第1項第6号の3に掲げる無線設備	C S																		
第2条第1項第6号の4に掲げる無線設備	A P																		
【略】	【略】																		
特定無線設備の種別	記号																		
【同左】	【同左】																		
第2条第1項第6号の3に掲げる無線設備	C S																		
【同左】	【同左】																		
【5 略】	【5 同左】																		
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記せよ。																			

附 則

この省令は、公布の日から施行する。